

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において閲覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~

**広島市告示第164号**

平成22年3月12日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市都市活性化局段原再開発部補償課において一般に縦覧します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 指 定 番 号 第1号
- 2 指 定 年 月 日 平成22年3月12日
- 3 道 路 の 位 置 広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原東部土地区画整理事業施行区域内
- 4 幅員及び延長 幅員 6メートルから17メートル  
延長 1, 131.03メートル

~~~~~

広島市告示第165号

平成22年3月15日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第5項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

施 術 者	施 術 所		業務の 種 類	廃 止 年月日
	名 称	所 在 地		
吉本健太郎	祇園整骨院	広島市安佐南区山本一丁目17-17	柔道整復	平成22年 2月27日

~~~~~

**広島市告示第166号**

平成22年3月15日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第5項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示

します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称                | 所 在 地                         | 指 定<br>年 月 日   |
|--------------------|-------------------------------|----------------|
| ウォンツ薬局 鉄砲町店        | 広島市中区鉄砲町9-10                  | 平成22年<br>3月1日  |
| ウォンツ薬局 千田町店        | 広島市中区千田町一丁目7-10               | 平成22年<br>3月1日  |
| ウォンツ吉島薬局           | 広島市中区吉島西二丁目15-12              | 平成22年<br>3月1日  |
| ウォンツ八丁堀薬局          | 広島市中区八丁堀11-8                  | 平成22年<br>3月1日  |
| ウォンツ薬局白島通り店        | 広島市中区八丁堀12-3                  | 平成22年<br>3月1日  |
| ウォンツ舟入本町薬局         | 広島市中区舟入本町13-6                 | 平成22年<br>3月1日  |
| ウォンツ平和大通り薬局        | 広島市中区中町7-16                   | 平成22年<br>3月1日  |
| ウォンツ薬局 光町店         | 広島市東区光町二丁目7-17                | 平成22年<br>3月1日  |
| ウォンツ下温品薬局          | 広島市東区温品七丁目11-34               | 平成22年<br>3月1日  |
| には耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック | 広島市南区仁保新町二丁目5-32グレイスコート仁保新町1F | 平成22年<br>3月1日  |
| こさか内科              | 広島市南区堀越二丁目3-8                 | 平成22年<br>3月1日  |
| ミント薬局 仁保店          | 広島市南区仁保新町一丁目8-10              | 平成22年<br>3月1日  |
| ウォンツ皆実町薬局          | 広島市南区皆実町五丁目20-9               | 平成22年<br>3月1日  |
| ウォンツ三篠薬局           | 広島市西区三篠北町1-10                 | 平成22年<br>3月1日  |
| ウォンツ横川駅ビル薬局        | 広島市西区横川町三丁目2-29               | 平成22年<br>3月1日  |
| ウォンツ己斐駅前薬局         | 広島市西区己斐本町一丁目9-24              | 平成22年<br>3月1日  |
| すぎもと眼科             | 広島市安佐南区伴南一丁目5-18-8-201        | 平成22年<br>3月25日 |
| ウォンツ長楽寺薬局          | 広島市安佐南区長楽寺一丁目29-25            | 平成22年<br>3月1日  |

|                  |                            |                |
|------------------|----------------------------|----------------|
| ウォンツ相田薬局         | 広島市安佐南区相田一丁目3<br>－18       | 平成22年<br>3月1日  |
| クルーズ薬局 西<br>風新都店 | 広島市安佐南区伴南一丁目5<br>－18－8 101 | 平成22年<br>3月25日 |
| ウォンツ薬局 可<br>部南店  | 広島市安佐北区可部南二丁目<br>2－28      | 平成22年<br>3月1日  |
| ウォンツ高陽矢口<br>薬局   | 広島市安佐北区口田一丁目<br>21－23      | 平成22年<br>3月1日  |
| ウォンツ八幡薬局         | 広島市佐伯区八幡東三丁目<br>14－12      | 平成22年<br>3月1日  |

広島市告示第167号

平成22年3月15日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第5項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称             | 所 在 地                | 廃 止<br>年 月 日   |
|-----------------|----------------------|----------------|
| 畠山歯科医院          | 広島市中区舟入本町2－29        | 平成22年<br>1月7日  |
| グリーン歯科医院        | 広島市中区大手町一丁目3－<br>3   | 平成22年<br>1月31日 |
| ウォンツ平和大通<br>り薬局 | 広島市中区中町7－16          | 平成22年<br>2月28日 |
| ウォンツ舟入本町<br>薬局  | 広島市中区舟入本町13－6        | 平成22年<br>2月28日 |
| ウォンツ薬局白鳥<br>通り店 | 広島市中区八丁堀12－3         | 平成22年<br>2月28日 |
| ウォンツ八丁堀薬<br>局   | 広島市中区八丁堀11－8         | 平成22年<br>2月28日 |
| ウォンツ吉島薬局        | 広島市中区吉島西二丁目15<br>－12 | 平成22年<br>2月28日 |
| ウォンツ薬局千田<br>町店  | 広島市中区千田町一丁目7－<br>10  | 平成22年<br>2月28日 |
| ウォンツ薬局鉄砲<br>町店  | 広島市中区鉄砲町9－10         | 平成22年<br>2月28日 |
| 落合産婦人科医院        | 広島市東区温品四丁目6－<br>22   | 平成22年<br>1月31日 |

|                 |                        |                |
|-----------------|------------------------|----------------|
| ウォンツ薬局光町<br>店   | 広島市東区光町二丁目7－<br>17     | 平成22年<br>2月28日 |
| ウォンツ下温品薬<br>局   | 広島市東区温品七丁目11－<br>34    | 平成22年<br>2月28日 |
| 中西歯科医院          | 広島市南区東雲本町二丁目<br>18－17  | 平成22年<br>1月26日 |
| ウォンツ皆実町薬<br>局   | 広島市南区皆実町五丁目20<br>－9    | 平成22年<br>2月28日 |
| 天満クリニック         | 広島市西区観音町8－18           | 平成22年<br>2月1日  |
| ウォンツ己斐駅前<br>薬局  | 広島市西区己斐本町一丁目9<br>－24   | 平成22年<br>2月28日 |
| ウォンツ横川駅ビ<br>ル薬局 | 広島市西区横川町三丁目2－<br>29    | 平成22年<br>2月28日 |
| ウォンツ三篠薬局        | 広島市西区三篠北町1－10          | 平成22年<br>2月28日 |
| ウォンツ長楽寺薬<br>局   | 広島市安佐南区長楽寺一丁目<br>29－25 | 平成22年<br>2月28日 |
| ウォンツ相田薬局        | 広島市安佐南区相田一丁目3<br>－18   | 平成22年<br>2月28日 |
| ウォンツ薬局可部<br>南店  | 広島市安佐北区可部南二丁目<br>2－28  | 平成22年<br>2月28日 |
| ウォンツ高陽矢口<br>薬局  | 広島市安佐北区口田一丁目<br>21－23  | 平成22年<br>2月28日 |
| ウォンツ八幡薬局        | 広島市佐伯区八幡東三丁目<br>14－12  | 平成22年<br>2月28日 |

広島市告示第168号

平成22年3月16日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 井口台パークタウン商業施設
- (2) 所在地 広島市西区井口台二丁目15番

2 大規模小売店舗を設置する者

三菱地所株式会社  
代表取締役 木村 恵司  
東京都千代田区大手町一丁目6番1号

3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ア 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

| 荷さばき<br>施設 No. | 位 置         | 面 積      |
|----------------|-------------|----------|
| 1              | パルティ・フジ棟北東側 | 48平方メートル |

(変更後)

| 荷さばき<br>施設 No. | 位 置         | 面 積      |
|----------------|-------------|----------|
| 1              | パルティ・フジ棟北東側 | 48平方メートル |
| 2              | タウンセンター棟南西側 | 19平方メートル |
| 計              |             | 67平方メートル |

## イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

| 廃棄物等<br>保管施設No. | 位 置         | 容 量      |
|-----------------|-------------|----------|
| 1               | パルティ・フジ棟北東側 | 51立方メートル |

(変更後)

| 廃棄物等<br>保管施設No. | 位 置         | 容 量      |
|-----------------|-------------|----------|
| 1               | パルティ・フジ棟北東側 | 51立方メートル |
| 2               | タウンセンター棟西側  | 2立方メートル  |
| 計               |             | 53立方メートル |

## (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

(変更後)

| 小売業者名    | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|----------|------|-------|
| 明木 啓泰    | 午前7時 | 午後10時 |
| その他の小売業者 | 午前9時 | 午後10時 |

## イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午後10時30分まで

## ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

帯

(変更前)

| 荷さばき施設No. | 荷さばき可能時間帯    |
|-----------|--------------|
| 1         | 午前7時から午後9時まで |

(変更後)

| 荷さばき施設No. | 荷さばき可能時間帯     |
|-----------|---------------|
| 1         | 午前7時から午後9時まで  |
| 2         | 午前6時から午後10時まで |

## 4 変更年月日

平成22年4月1日

## 5 届出年月日

平成22年3月15日

## 6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済企画課

(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所市民部政振興課

## 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成22年3月16日から平成22年7月16日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成22年7月16日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済企画課

~~~~~  
広島市告示第169号

平成22年3月16日

広島市私道整備工事費補助金交付規則(昭和48年広島市規則第47号)第4条第1項の規定に基づき私道の整備工事に要する経費を認定する場合の上限となる額を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

また、同条第1項の規定により市長が認定する額は、実際の整

備工事に要する経費と当該上限となる額のいずれか低い額とします。

これに伴い、平成 2 1 年 3 月 1 7 日付け広島市告示第 7 9 号は、廃止します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 舗装新設工事（これに準ずるものを含む。）に要する経費次のとおりとする。

区		分		単 位	金 額
私 道 別	土地区画整理事業その他により、将来形状変更のあることが明らかな区域内の私道及び幅員1.8メートル未満の私道	人力施工による場合		1 平 方 メートル につき	6,440円
		機械施工による場合			2,540円
	その他の一般私道	すべり 止め舗 装	人力施工による場合		7,540円
			機械施工による場合		3,430円
		その他	人力施工による場合		7,230円
			機械施工による場合		3,120円
舗 装 止 め 工				1メートル につき	6,090円

- 2 排水施設新設工事（これに準ずるものを含む。）に要する経費次のとおりとする。

- (1) 側溝及び雨水ます新設工事に要する経費

種		別	単 位	金 額
側溝 新設 工事	L型側溝と する場合	エプロン幅が30センチ メートルのもの	1メートル につき	9,700円
		エプロン幅が40センチ メートルのもの		10,540円
	U型側溝と する場合	コンクリート蓋有りの もの		42,140円
		コンクリート蓋無しの もの		29,930円
雨 水 ま す 設 置 工 事			1箇所につ き	33,700円

- (2) 排水管路新設工事に要する経費

種 別	内 径	単 位	金 額
布 設 工 事	150ミリメートル	1メートルにつき	18,270円

硬質塩化ビニール管とする場合		200ミリメートル		19,950円
	支管取付工事（硬質塩化ビニール管に取り付ける場合に限る）	150ミリメートル	1箇所に つき	13,750円
ヒューム管とする場合	布 設 工 事	150ミリメートル	1メートルにつき	23,620円
		200ミリメートル		26,250円

- (3) 舗装補修工事に要する経費次のとおりとする。

施 工 方 法		単 位	金 額
すべり止め舗装	人 力 施 工	1 平方メートルにつき	3,130円
	機 会 施 工		1,940円
そ の 他	人 力 施 工		2,820円
	機 会 施 工		1,620円

- 3 経費の額の特例

私道の状況により前各項に定める基準により難い場合において、市長が特に認めたものについては、その都度別に定める額とする。

- 4 施行期日

平成 2 2 年 4 月 1 日

~~~~~

広島市告示第 1 7 0 号

平成 2 2 年 3 月 1 9 日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 1 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 供用を開始する年月日

平成 2 2 年 3 月 2 0 日

- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

- 3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別紙)

| 区 分 | 下 水 を 排 除 す る 区 域 |                  | 排 水 施 設 の 方式 |
|-----|-------------------|------------------|--------------|
|     | 区 名               | 町 名              |              |
|     | 東 区               | 温品二丁目及び福田一丁目の各一部 |              |

|            |      |                                        |     |
|------------|------|----------------------------------------|-----|
| 汚水を<br>排 除 | 安佐南区 | 沼田町大字伴の一部                              | 分流式 |
|            | 安佐北区 | 落合南五丁目、可部七丁目、可部九丁目、可部町大字桐原及び三入南二丁目の各一部 |     |
|            | 佐伯区  | 五日市中央五丁目及び五日市町大字石内の各一部                 |     |

~~~~~

広島市告示第171号

平成22年3月19日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 下水の処理を開始する年月日

平成22年3月20日

2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称

別紙のとおり。

（別紙）

下 水 を 処 理 す る 区 域		終末処理場の 位置及び名称
区 名	町 名	
東 区	福田一丁目の一部	位置： 広島市西区扇一丁目1番1号 名称： 広島市西部水資源再生センター
安佐南区	沼田町大字伴の一部	
安佐北区	落合南五丁目、可部七丁目、可部九丁目、可部町大字桐原及び三入南二丁目の各一部	
佐伯区	五日市中央五丁目及び五日市町大字石内の各一部	
東 区	温品三丁目の一部	位置： 広島市南区向洋沖町1番1号 名称： 太田川流域下水道東部浄化センター

~~~~~

**広島市告示第172号**

平成22年3月19日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があった

ので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 アーバス東千田

(2) 所在地 広島市中区東千田町一丁目1番57

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社NIPPPO

代表取締役 水島 和紀

東京都中央区京橋一丁目19番11号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） 名 称 （仮称）アーバス東千田

所在地 広島市中区東千田町一丁目1番57

（変更後） 名 称 アーバス東千田

所在地 広島市中区東千田町一丁目1番57

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 別紙のとおり。

（変更後） 別紙のとおり。

4 変更年月日

平成22年3月11日

5 届出年月日

平成22年3月18日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済企画課

(2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区役所市民部市政振興課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成22年3月19日から平成22年7月20日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成22年7月20日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済企画課